



# 宮 崎 県 公 報

平成21年7月7日(火曜日)号外 第45号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………	(会計課) 1
-------------------------------	---------

## 規 則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第31号

#### 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第3条関係) [略] 2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(522) [略]  (523) [略]	別表第1(第3条関係) [略] 2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(522) [略] <u>(523) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u> <u>(524) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u> <u>(525) 長期優良住宅建築等計画の譲受人決定に係る変更認定申請手数料</u> <u>(526) 長期優良住宅建築等認定計画実施者の地位の承継承認申請手数料</u> <u>(527) [略]</u>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。